

令和 6 年度第 2 回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会 会議概要					
(1) 会議の名称	令和 6 年度第 2 回我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会				
(2) 開催日時	令和 7 年 2 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで				
(3) 開催場所	議会棟 AB 会議室				
(4) 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名 (傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委 員 (市職員以外)				
	欠	菅森毅士委員	欠	蒲田孝代委員	出 竹内宏明委員
	欠	千葉あき枝委員	出	福島光三委員	出 横田光夫委員
	出	久保田友康委員	出	吉田充委員	出 大井和美委員
	出	大野木綾子委員	出	樋口恵理子委員	出 斎藤和輝委員
	我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会設置要綱第 4 条 2 項による出席者				
	萩原弁護士 弁護士の蒲田委員が欠席につき、弁護士としての意見を聴取するため				
	市職員の出席者				
	社会福祉課 (小池課長、山口、秋山、高橋) 高齢者支援課 (楠美、麻野) 障害者支援課 (森)				
	オブザーバー 家庭裁判所松戸支部 岡本主任書記官 高齢者なんでも相談室 大野室長				
(5) 議題	(1) 我孫子市成年後見制度利用促進基本計画について (2) 中核機関設置について 議題 1 の前に令和 7 年度から実施予定の「あんしん生活支援事業」について制度概要を説明した。				
(6) 公開・非公開の別	公開				
(7) 傍聴人の数 (会議を公開した場合)	傍聴人の数 1 人				

議題 1
我孫子市成年後見制度利用促進基本計画について

(事務局説明概要)

成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条より、市町村は、成年後見制度の利用の促
--

進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるとある。我孫子市では、現状第6次健康福祉総合計画に成年後見制度利用促進基本計画を兼ねて作成している。令和2年度に5ヶ年計画でスタートした第6次健康福祉総合計画は令和6年度をもって終了するため、第7次健康福祉総合計画を策定しており、引き続き成年後見制度利用促進基本計画を兼ねて策定する。成年後見制度利用促進基本計画は、第7次健康福祉総合計画の第4章「基本目標達成に向けた施策の推進」内にある基本目標2「あらゆる人を分野を超えて丸ごと受けとめられるまちづくりの推進」の「(2)地域で自分らしく安心してくらす権利を守る取組」に位置づけており、「①成年後見制度の理解を深める環境づくり」「②市民後見人候補者等の育成」「③成年後見制度の推進」「④成年後見制度の地域連携ネットワークの構築」の取組を推進する旨を説明した。

(質疑等概要)

久保田委員	第6次計画と第7次計画の変更点はあるか。
事務局	大きな変更点はないが、④成年後見制度の地域連携ネットワークの構築についてより推進する内容になっている。
久保田委員	より推進するということは具体的にどのようなことか。
事務局	第6次計画でも中核機関設置についての取組はあったが、コロナ等の影響から設置することはできなかった。第6次計画期間中に関係機関へ成年後見についてのアンケートや本委員会の立ち上げ等、中核機関設置に向けての準備を進めているため、第7次計画ではより詳細に記載している。
吉田委員	1点目は、中核機関設置後は中核機関が市長申立を行うのか。 2点目は、市民後見人養成講座についてどのように実施しているのか。
事務局	1点目について、市長申立については中核機関設置後も引き続き市が行う。 2点目について、平成31年度から基礎講座を1年、フォローアップ講座を1年の2年間を1講座として実施している。平成31年度に社会福祉協議会へ委託して基礎講座を実施したが、コロナの影響から令和2年度、令和3年度は実施できず、令和4年度にフォローアップ講座を実施した。また、コスモス成年後見サポートセンターに委託して令和4年度に基礎講座、令和5年度にフォローアップ講座を実施した。今年度はコスモス成年後見サポートセンターに委託し、基礎講座を実施している。
大井委員	中核機関設置後の相談窓口は相談者が選ぶことができるのか。
事務局	中核機関設置後も相談者の希望によって市や高齢者なんでも相談室、障害者まちかど相談室等への相談も可能。中核機関以外に相談してはいけないということではない。また、中核機関である社会福祉協議会へ相談した場合、相談内容に権利擁護以外のものがあれば、他の適切な相談窓口を紹介するなどして対応する。
福島委員	親族後見による経済虐待を防ぐ対策を整備する必要がある。また、生活困窮等支援が必要な方が抱えている問題に対してカテゴリー別に分けて整理をしていくべきである。
樋口委員	あんしん生活支援事業について、他市は所得がない方は利用できないが、我

	孫子市は利用できるとの話だが、具体的にどのように推進するのか。
事務局	既に実施している自治体では毎月会費を徴収している。我孫子市は一定の所得がある方のみから会費を徴収予定。しかし、本人の入院や入所等費用が掛かる場合には、本人からその費用を預かり清算していく。
久保田委員	市民後見人養成後の対応は考えているのか。
事務局	市民後見人養成後については、受講者の意向を確認しながら、市民後見人養成講座を委託している業者と調整をしていく。また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等も紹介して、受講者の意向に合った活動を提供していきたいと考えている。
竹内委員	あんしん生活支援事業の見守りとはどのようなことをするのか。また、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業との違いはあるのか。
横田委員	あんしん生活支援事業の見守りについては、月 1 回の電話又は訪問を行い、ご本人の生活状況や健康状況の確認を行うと同時にコミュニケーションを取っていく。この他、預託金をいただいて緊急時に対応できるようにするあんしんサービスや、死後事務委任がこの事業の特徴である。
斎藤委員	民生委員として活動しているため、成年後見制度相談窓口について広く周知を願いたい。
久保田委員	あんしん生活支援事業利用者がどのようにして成年後見制度につながるのか。
横田委員	あんしん生活支援事業の利用者は身寄りのない方になるため、見守りをしていく中で支援が必要になったら適切な機関につないでいく。
樋口委員	あんしん生活支援事業の見守りをしていく中で見つけた課題についてどのように対応していくのか。
横田委員	課題内容に合った市の担当課へつないでいく。また、社会福祉協議会で実施している事業で対応できる場合もあるため、その際には社会福祉協議会で対応することもある。
竹内委員	あんしん生活支援事業は 65 歳未満の方でも利用できるのか。
横田委員	対象は 65 歳以上の高齢者又は障害のある方に限る。そのため、65 歳未満の障害のない方は利用できない。

議題 2
中核機関設置について

(事務局説明概要)

中核機関設置について、千葉県では約 40 %、全国では約 60 %の自治体の中核機関を設置している。我孫子市では、市と社会福祉協議会での共同設置とするため、市と社会福祉協議会が委託契約を結び、令和 8 年度に中核機関を立ち上げるため準備をしている。中核機関の機能は「広報啓発機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機

能」「不正防止機能」「協議会運営機能」であり、「広報啓発機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」は社会福祉協議会が担当し、「協議会運営機能」は市が担当する。ただ、社会福祉協議会のみでは対応しきれないこともあるため、市も連携していく。「不正防止機能」はその他の機能が効果的に機能することによってあらわれる効果のため担当は決めていない。また、令和８年度に中核機関を立ち上げた後は、中核機関というものを広めていくため、「広報啓発機能」と「相談機能」に重きを置いて開始できればと考えている。中核機関の協議会については、新たに協議会を立ち上げるため、我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会は令和７年度をもって閉じる旨の説明をした。

(質疑等概要)

久保田委員	既存の成年後見制度に関する機関が多くある中で、既存機関と並列するかたちで新たに中核機関を立ち上げることに意味はあるのか。
事務局	国が求めている中核機関とは地域連携ネットワークの中心となる機関であるため、中核機関が全ての支援を実施するのではない。市や既存の機関と連携し、支援を必要としている方が必要な支援を受けることができる環境を作るために中核機関を設置する。
久保田委員	中核機関と既存の機関がより連携できる仕組み作りについて更に検討いただきたい。
萩原弁護士	中核機関の役割として広報啓発が重要だと感じている。広報啓発内にある講座について、団体等から依頼があって講座を開くという形だけではなく、中核機関が主催の講座や講演会を定期的を開催することが重要だと思う。また、相談については市民からの相談と記載があるが、支援者からの相談も受けるということなので、そのことも記載した方が良い。他市ではケアマネジャーなどの一次相談機関が相談を受けるが、成年後見制度についての知識が十分ではない場合もあるため、一次相談機関に対する知識の浸透が重要となる。相談者は身近な支援者からの助言の方が受け入れやすいというケースが多いので、一次相談機関が相談者を中核機関につなぎ、必要な支援につないでいけるようになっていくことが重要だと思う。同様に、市や社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業やあんしん生活支援事業の利用者との関わりの中で、必要が生じた場合は成年後見制度につないでいく役割を中核機関が担っていくことが大切だと思う。
大野木委員	ケアマネジャーなどの支援員を対象にした広報や研修等を実施してほしい。

(全体を通して)

吉田委員	中核機関やあんしん生活支援事業が始まることは制度の対象となる方にとって良いことだと思う。一方で、成年後見制度の担い手が不足しているという課題に対し、市民後見人養成講座修了者が実際に活動していけるよう、法人後見での活動などにつないでいくことが重要になると思う。
------	---

福島委員	松戸市の中核機関は、支援が必要な方が家庭裁判所に相談に行く前に中核機関で対応するという流れになっているため、我孫子市でも整備する必要があると思う。また、我孫子市内でも相談機関が多くあるため、パンフレット等を作成し、情報をまとめる必要がある。また、相談者の緊急度をつけるなどカテゴライズすることや、行政と民間が一体となって対応していけるよう整備する必要がある。
樋口委員	今後、支援をしていく中で成年後見制度が必要な方がいた場合は中核機関に相談することを念頭に置いていきたい。
大井委員	消費生活に関する相談を受ける中で、成年後見制度の利用が必要ではと感じる場面が増えている。制度を市民に発信する際にはわかりやすい内容で実施してほしい。
斎藤委員	民生委員も一次相談機関にあたると思うため、民生委員にも研修を行っていくことが必要。
萩原弁護士	中核機関設置後の関係機関との連携が重要。また、支援者への知識の普及啓発にも努めて欲しい。
大野木委員	後見人の中には介護保険制度などの知識が少ない方もいるため、こうした制度についても理解が進むと良い。
久保田委員	後見人が担う身上保護の役割では、本人に配慮し本人が自分らしく生きられるように支援することに（市民）後見人は注力しています。
竹内委員	高齢化が進む中で後見を担う方も減ってきているため、市民後見人の養成や中核機関で後見人支援を実施する必要がある。また、後見人の介護保険制度などへの理解の不足により支援者と後見人の連携が難しいとの話があったため、中核機関が中心となり、講座などの開催や情報交換の機会を作るなど、効率の良い連携がとれるようにしていくことが重要と考える。
横田委員	頂いた意見を基に、より多くの方々にこの成年後見知ってもらえるように努めていただきたい。